

尼崎市雇用促進奨励金FAQ

Q 1. 制度の概要は？

A 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により市内の雇用情勢が悪化している状況において、求職者を雇い入れ、一定期間雇用した者に対し、正規雇用労働者（雇用期間の定め無し・所定労働時間が週30時間以上）1人あたり30万円、非正規雇用労働者（雇用期間3か月以上・所定労働時間が週20時間以上）1人あたり15万円を支給します。

なお、1事業主につき対象労働者5人分が上限となります。

Q 2. 対象となる事業主は？

A 2. 次のいずれにも該当する者

- (1) 雇用保険適用事業所又は雇用保険事業所非該当の承認を受けた事業所を市内に有する者
- (2) Q 4 に定める労働者（対象労働者）を雇い入れている者
- (3) 対象労働者の労働に対する賃金（時間外手当、休日出勤手当等基本給のほか、手当等を含む。）を、支払期日までに支払っている者
- (4) 対象労働者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適切に整備し、保管している者

Q 3. 対象とならない事業主は？

A 3. 次のいずれかに該当する者

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者
- (2) 市税の滞納がある又は必要な申告を行っていない者
- (3) 国、地方公共団体、又はこれらが運営する法人若しくは出資による権利を有している者
- (4) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2項に規定する暴力団、同条例第2条第3項に規定する暴力団員又は同条例第2条第4項に規定する暴力団密接関係者に該当する者
- (5) 令和2年4月1日以降に、事業主都合による解雇（勧奨退職又は事業縮小若しくは賃金大幅低下等の正当な理由による自己都合退職等を含む。）又は雇い止めをしている者

- (6) 令和2年4月1日以降に、事業主都合による内定取消しをしている者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者（ただし、同法第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）
- (8) 本奨励金の申請日の前日から起算して過去1年間に、労働基準関係法令等の違反により送検処分等を受けている者
- (9) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとする事。）をした者
- (10) その他市長が不相当と認める者

Q 4. 対象となる労働者は？

A 4. 次のいずれにも該当する者

- (1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者
 - ア 令和2年4月1日以降に離職した者
 - イ 個人事業主又は法人の代表者若しくは役員であって、令和2年4月1日以降に事業を廃業した者
 - ウ 令和2年4月1日以降に採用内定の通知を受けた者であって、当該採用内定の通知をした者の都合により当該採用内定を取り消された者
- (2) 令和3年4月1日から令和4年1月1日の間に雇用開始されている者
- (3) 雇い入れ日から1か月以上継続して雇用され、かつ支給申請日時点までの間、継続して雇用されている者
- (4) 主たる勤務地が市内である者
- (5) 雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者
- (6) 採用決定時又は雇用開始時に市内に居住している者

Q 5. 対象とならない労働者は？

A 5. 次のいずれかに該当する者

- (1) 雇い入れ事業所の事業主又は取締役の三親等以内の親族（配偶者又は三親等以内の血族及び姻族）である者
- (2) 過去1年以内に当該労働者を雇用していた事業主が、支給対象者と資本的、経済的等の関連性からみて密接な関係にある者

Q 6. 自己都合により会社を辞めた求職者を雇用した場合、対象となるか？

A 6. 令和2年4月1日以降に離職した者は離職理由を問わず対象となります。

Q 7. 本社は尼崎市外だが、市内に事業所があり、対象労働者が市内の事業所で働いている場合、対象となるか？

A 7. 対象労働者が勤務する事業所が尼崎市内であり、その事業所が雇用保険適用事業所である場合は対象となります。

なお、雇用保険適用事業所でない場合は、公共職業安定所から雇用保険適用事業所非該当の承認を受けていることが必要となります。

Q 8. 新型コロナウイルス感染拡大の影響で会社を解雇された甥を自分が経営する会社に正社員として雇い入れた場合、対象となるか？

A 8. 甥は三親等以内の親族であるため対象となりません。

Q 9. 対象労働者が尼崎市外に居住している場合、対象となるか？

A 9. 対象労働者が採用決定時又は雇用開始時に市内に居住していなければ対象となりません。

Q 10. アルバイトで雇用した場合、対象となるか？

A 10. 3か月以上の雇用期間を定める雇用契約を締結し、かつ1週間の所定労働時間が20時間以上である場合は対象となります。

Q 11. 令和3年4月に雇用した労働者が自己都合により8月に退職した場合、対象となるか？

A 11. 雇い入れ日から1か月以上継続して雇用されていても、支給申請日までに退職されている場合は対象となりません。

Q 12. 前任者を雇い止めし、新たに労働者を雇用した場合、対象となるか。

A 12. 令和2年4月1日以降に、事業主都合による解雇又は雇い止めをしている者、事業主都合による内定取消しをしている者は対象となりません。

Q 1 3. 労働者の雇用保険適用事業所が市外の場合、対象となるか？

A 1 3. 労働者の雇用保険適用事業所が市外にある場合は対象となりません。
ただし、労働者の主たる勤務先が市内であり、かつその勤務先が雇用保険適用事業所非該当の承認を受けている場合は、雇用保険適用事業所が市外にある場合でも対象となります。

Q 1 4. 企業規模に関係なく申請できるのか？また、会社以外も申請できるのか？

A 1 4. 対象労働者の雇用機会を広く確保するため、要件を満たしていれば、企業規模に関係なく申請可能です。また、会社以外の社会福祉法人、医療法人、学校法人、NPO法人、協同組合、個人事業主等も要件を満たしていれば申請可能です。

Q 1 5. 新規採用にあたり試用期間を設けている場合の扱いは？

A 1 5. 試用期間がある場合でも、試用期間後の契約期間に定めがないことが明示されており、対象労働者の要件を全て満たしていれば対象となります。
この場合の雇い入れ日は、試用期間の開始日である当初の雇い入れ日とします。

Q 1 6. 支給申請から奨励金が振り込まれるまでの流れは？

A 1 6. 申請書類到着後、1～2週間以内に申請書類を確認し、不備があれば申請書に記載の担当者へ連絡します。
不備等がなければ、奨励金支給決定通知書を郵送し、その後、指定の口座に振り込みます。
なお、振込時期は申請書類の受付状況により変動するため、振込時期はお問い合わせいただいてもお答えできません。

Q 1 7. 申請書類の提出方法は？

A 1 7. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「レターパックライト」を用いて次の郵送先まで提出してください。制度の詳細や必要書類等については事前に電話等で確認をお願いします。

〈郵送先〉

〒660-0881

尼崎市昭和通2丁目6番68号 尼崎市中小企業センター

公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 雇用促進奨励金係

電話 090-4309-9771 (平日9:00~17:00)

※市役所では受付を行っていません。

Q18. 申請に必要な書類は何か？

A18. 次のとおりです。

- (1) 尼崎市雇用促進奨励金支給申請書 (様式第1号)
- (2) 誓約書 (様式第2号)
- (3) 対象労働者の離職等が確認できる書類の写し
(履歴書、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、離職票、離職証明書、内定取消通知書、廃業届等)
- (4) 対象労働者の市内居住が確認できる書類の写し
(運転免許証 (表・裏)、健康保険証 (表・裏)、マイナンバーカード、住民票、履歴書等)
- (5) 対象労働者の雇用期間や労働時間、勤務地等が確認できる書類の写し
(雇用契約書、労働条件通知書等)
- (6) 対象労働者が1か月以上継続して勤務していることが確認できる書類の写し
(支給申請前直近1か月の給与明細、出勤簿、タイムカード等)
- (7) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (事業主通知用) の写し
- (8) 振込先通帳等の振込先が確認できる書類の写し
- (9) 雇用保険事業所非該当承認連絡の写し
(事業所非該当の承認を受けている場合のみ必要)
- (10) その他支給要件を満たしているかを確認するために市長が必要と認める書類

Q19. 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (事業主通知用) を紛失した？

A19. 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (事業主通知用) を紛失した場合は、管轄の公共職業安定所 (ハローワーク) で再交付を依頼してください

い。